

令和5年度 福岡県相談支援従事者現任研修 【基幹・委託・指定コース】

研修テキスト 演習①

講義資料（2日目）

A日程：12/1（金）

B日程：12/18（月）

一般財団法人保健福祉振興財団

令和5年度福岡県相談支援従事者現任者研修

意思決定に着目した個別相談支援

研修 2日目

本科目のねらいとポイント

本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談支援の技術について説明できる。

振り返りを通して、維持向上すべきことに気づく。

振り返り、検討することで、個別相談支援の能力向上を図る。

意思決定支援とは

意思決定とは？

意思決定とは、何かをしようとする時に、複数の選択肢から、一番自分にあった行為を選択することです。

家を借りたいとき・・・

職場に行くための交通手段はどうだろうか

家賃はどの程度までなら払えるだろうか

家の広さはどれくらい必要だろうか

戸建てかアパートかタワーマンションか

最終的に、自分の状況と周囲の環境、不動産業者からの情報などをトータルして、自分の意志として決定して行動をしています。



意思決定ガイドライン（厚労省） 策定の背景

障害者総合支援法

第1条の2（基本理念）

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

意思決定ガイドライン（厚労省）策定の背景

障害者総合支援法

第42条（指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務）

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者（以下「指定事業者等」という。）は、**障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮**するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

意思決定ガイドライン（厚労省）策定の背景

障害者基本法

第23条（相談等）

国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

障害者の権利に関する条約

(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

障害者に関する初めての国際法規（国同士の約束事）

この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。

条約では障害に基づくあらゆる差別を禁止している。

平等・無差別と合理的配慮 条約の第2条（定義）では、障害者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義しています。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で筆談や読み上げ等により理解を助けること等が当たります。そして、障害に基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれます。

「nothing about us without us」

条約の第4条（一般的義務）では、締約国は障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定めています。

意思決定支援の定義

(意思決定支援ガイドライン)

意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

出典：障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

意思決定を構成する要素

本人の判断能力

「食べたいものは選べるが、これからの生活のスタイルは考えにくい」など、本人がどの程度判断が可能であるかアセスメントが必要。

意思決定支援が必要な場面

日常生活の中で「選択」していることが、社会生活で「選択」することへつながっていく。

人的・物理的な環境による影響

支援者の態度がや初めての環境、これまでの経験が「選択」することへ影響を及ぼす。



意思決定支援の基本的原則

自己決定の尊重と情報提供

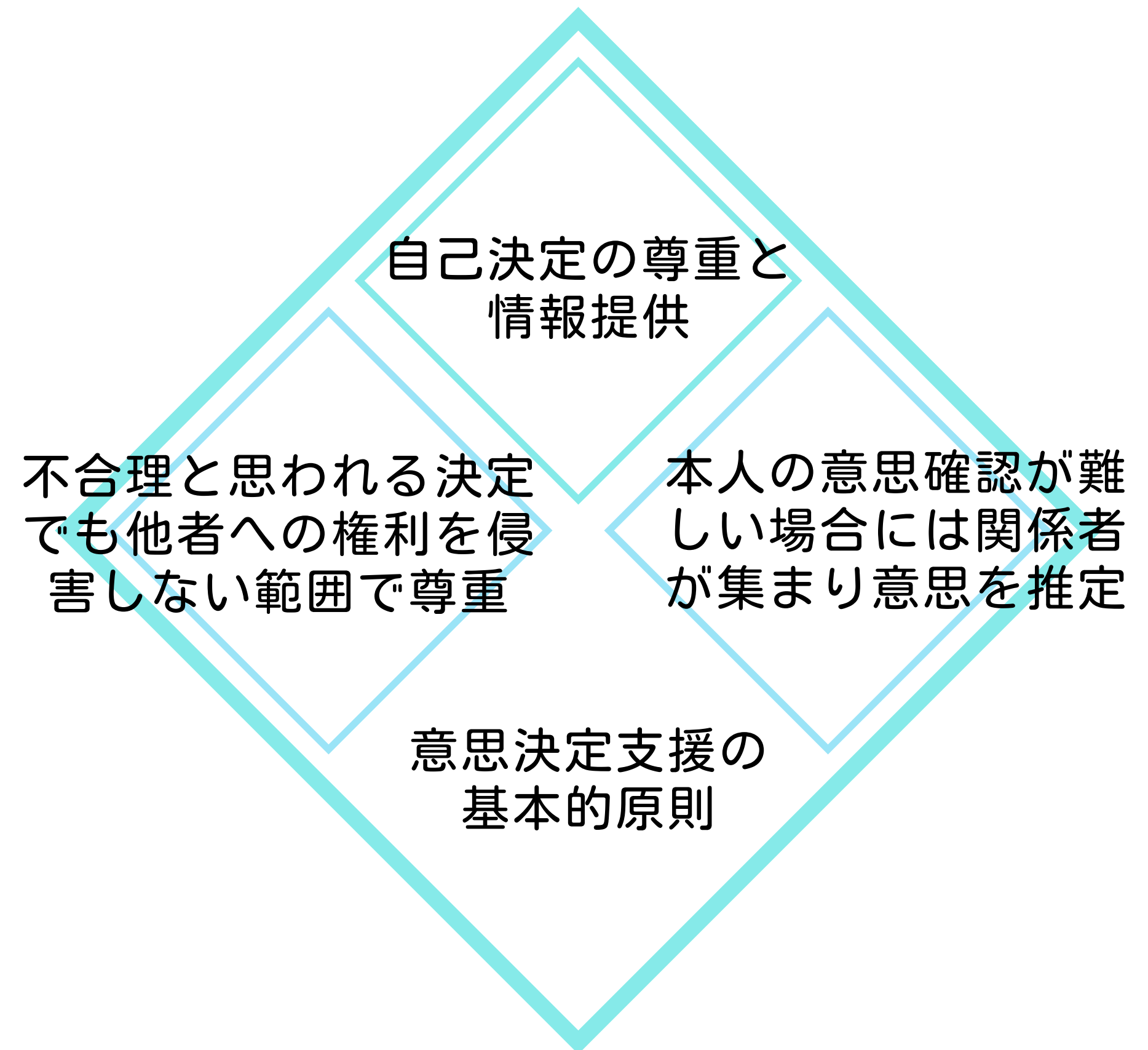
自己決定が行われるためには情報が必要。
情報の取捨選択にも工夫が必要になる。

不合理と思われる決定でも他者への権利を侵害しない範囲で尊重

選択をした結果、本人に不利益考えられる場合、その選択を「最大限尊重」しつつも、考えられるリスクへの対応について検討することも必要。

本人の意思確認が難しい場合には関係者が集まり意思を推定

どうしても意思確認が難しい場合には、本人をよく知る関係者が集まって、生活場面での表情や行動、これまでの生活歴、人間関係などから推測する。
しかし、本人以外の者が意志を決定するのは最終手段であることを抑える。



最善の利益の判断

メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することで最善の利益へと導く。

相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができな
いかを考えて、本人の最善の利益を追求する。

自由の制限の最小化

例えば住まいの場を選択する場合、選択可能な選択肢の中から、本人にとって「自由の制限がより少ないほう」を選択する。



バイステイックの7原則

1 個別化の原則

2 意図的な感情表現尊重の原則

3 統制された情緒的関与の原則

4 受容の原則

5 非審判的態度の原則

6 自己決定尊重の原則

7 秘密保持の原則

福岡 太郎

51歳 男性 療育手帳B1

これまで高齢の父親と二人で生活をしていましたが、父親が高齢者施設に入所することになりました。自宅は借家で一人暮らしするには大きいことを考え、遠方にいる兄や父親のケアマネジャーは将来を見据えてグループホームの利用をさせたいと考えていました。



インタビュー

本人、兄、父親のケアマネジャーと相談支援専門員で面談を行いました。

兄：

遠方にいるので本人のことを見れないし、本人はなににもできないので施設とかに入れてほしい。家も一人暮らしには広すぎるしこのまま住み続けるのは難しいと思う。

ケアマネ：

実は父親に入っていたヘルパーが調理してたものを一緒に食べていたので、本人は調理できないと思うんです……。障害者にもグループホームの利用ができますよね？

本人：兄ちゃんが一人暮らしは無理って言ってるからな……。

個人ワーク

あなたは福岡太郎さんの相談支援を担当することになりました。

本人の意思をくみとるために・・・

福岡太郎さんへどのように働きかけますか？

兄や父親のケアマネジャーへどのように働きかけますか？

アセスメント

福岡太郎さんの自宅に訪問しました。

本人：家は古いけど、引っ越ししないといけないのかな・・・。

将来はどうしたいか・・・

仕事をしたいな、あと結婚したい。いいお嫁さんおらんやろか？

父親：子どものころからなんもできん子やったから家で生活させてきた。

色々気遣いできていい子なんだが・・・。

個人ワーク

自宅に訪問しました…

福岡太郎さんへどのように働きかけますか？

父親へどのように働きかけますか？

モニタリング

ホームヘルパーと就労継続支援B型事業所の利用を開始しました。

本人：

仕事を始めて友達もできた。月に2万円お金をもらっている。

でもこの金額だと一人暮らしをするにはまだまだ足りんと言われた。

もっと仕事をしたいし、この前も言ってたけど結婚したいな。

就労B：

本人は他の利用者にも気を遣うし、作業も報連相をしっかりとって進めている。

利用開始時に比べると周りの利用者とのコミュニケーションの量が増えてきているし、その分できる仕事の範囲も増えてきています。ただ、他の利用者に勝手に仕事の指示を出したりすることが多くなっているのが気になります。

個人ワーク

あなたは福岡太郎さん次の支援を考えています…

福岡太郎さんへどのように働きかけますか？

就労B型事業所の担当者へどのように働きかけますか？

グループワーク

福岡太郎に対するインテーク、アセスメント、モニタリングの場面で相談支援専門員としてどのように働きかけようと思ったか、共有しましょう。

① アイスブレイク（自己紹介）

氏名、事業所名、その他（地域や事業所の自慢、最近うれしかったこと、などなど・・・）

② 各場面での「働きかけ」についてのグループで共有

参考・引用文献

障害者相談支援従事者研修テキスト 現任研修編

日本相談支援専門員協会（中央法規）

令和3年度 福岡県相談支援従事者現任研修資料

丹下優子・前田秀和

